

立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について

最終報告書

立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会

平成 31 年 2 月 28 日

第1 本報告の位置付け

平成20年4月下旬、立川基地跡地昭島地区（以下「本地」という。）で当時「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定されていた猛禽類の営巣が確認された。これを受けて、関東財務局は、専門家意見をヒアリングする等、希少猛禽類調査を開始した。さらに本地で予定している土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、希少猛禽類との共生を図るため、平成21年6月4日に、学識経験者を委員とする猛禽類保護方策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

以降、本事業の実施に伴う希少猛禽類への影響を軽減するため、保護方策について委員会にて協議、検討を重ねてきたが、平成30年度には本事業が終結し供用が開始されたことから、委員会についても、その役割を終えることとなる。

本報告書は委員会の最終報告として、これまでに委員会で協議・検討し、各事業主体が実施してきた保護方策、事業完了後の保護方策（環境保全用地の管理計画）の内容を取りまとめ、その効果について評価したものである。

第2 本事業の概要

1. 事業の目的等

本地は、長い間、基地もしくは基地跡地として地域に閉ざされた空間となっていた。このため、東側の国営昭和記念公園を除く3方を市街地に囲まれた状態にもかかわらず、希少猛禽類が営巣する環境が残されてきた。しかし、本地は昭島市、立川市の中心市街地に近い立地にあるものの、交通の分断等開発の遅れが課題となっていることから、地元地方公共団体が策定した「立川基地跡地昭島地区利用計画」を踏まえ、土地区画整理事業により、核都市にふさわしい広域的な機能や業務・商業機能の導入を図ることとした。本地に賑わいと活気を創出するとともに、地域のシンボルである国営昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間を形成することを事業の目的としている。

2. 事業の概要

- (1) 所在地 東京都昭島市福島町、築地町、中神町及び東京都立川市泉町、上砂町
- (2) 位置 JR青梅線東中神駅前に位置し、国営昭和記念公園に隣接している
- (3) 面積 事業面積 約70ha
- (4) 計画施設 都市計画道路、公園、業務・商業施設等複合施設及び住宅、国利用の施設

第3 猛禽類保護方策の検討及び実施状況

1. 平成22年発行「立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について 報告書」概要

平成22年に発行された「立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について 報告書」（以降「平成22年報告書」という）は、本事業の実施と希少猛禽類との共生を図るため、平成21年6月に設置した委員会の中で、工事が施工前の段階で委員会で議論した希少猛禽類の保護方策の基本方針を取りまとめたものである。

この中で、委員会は工事施工時における保護方針を「本地に希少猛禽類保護のための環境保全用地を設定するほか、環境保全用地への人工代替巣の設置、現状の緑を財産として残す工夫をしつつ、供用区域に建設する施設の機能上支障の無い範囲で屋上緑化、壁面緑化及び緑被率

の確保、希少猛禽類の生息状況調査の継続等の方策をとる前提で、希少猛禽類の営巣環境を確保する」とした。

2. 平成 22 年報告書での保護方策及び主な保護方策の実施内容

各事業主体は、平成 22 年報告書に記載された保護方策を基本とし、平成 22 年報告書発行以降に開催された委員会において、より詳細に検討された内容に基づき、施工時における保護方策を実施してきた。

平成 22 年報告書で示された保護方策及び主な保護方策の実施内容を表 1 に示す。

表 1 (1) 平成 22 年報告書の保護方策及び主な保護方策の実施内容

項目	平成22年報告書内での保護方策	保護方策実施内容	
監視計画	<ul style="list-style-type: none"> 希少猛禽類の生息状況調査を継続し、データの蓄積を引き続き行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月まで希少猛禽類の生息状況調査及び解析を継続し、データを蓄積した。なお、調査は平成30年12月まで継続する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 監視カメラ調査結果を基に行動パターンを解析し、工事中における特異的な行動の監視、その他の対応のためのマニュアルを策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年から23年（施工前）の繁殖期における監視カメラ調査結果等に基づき、異常行動監視マニュアルを作成した。 平成26年（施工中）の繁殖期における監視カメラ調査結果等に基づき、異常行動監視マニュアルを施工中に合わせた内容に改定した。 	
事業計画上の配慮	環境保全用地	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全用地の広さは約5.6haとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全用地は約5.6haを確保した。
		<ul style="list-style-type: none"> 環境保全用地は常時立ち入り禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全用地内は立ち入り禁止とした。
		<ul style="list-style-type: none"> 環境保全用地を容易に立ち入りできない柵で囲う。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全用地の周囲に施工中は仮囲いを、供用時は柵を設置した。
	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全用地での餌の解体場所、飛翔空間確保のための下草刈り、枝打ちを定期的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年以降の非繁殖期において、環境保全用地内の営巣木を中心とする任意の範囲の下草刈りを実施した。 	
供用区域	<ul style="list-style-type: none"> 北側緩衝地帯の広さは約5.2haとし、人の立ち入り制限が可能な土地利用（施設を含む）とする。なお、施設建設にあたっては、可能な限り現存する自然を生かす工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 北側緩衝地帯については、計画された広さを確保した。 北側緩衝地帯については、現状利用計画が決定していないため、当面伐採等は行わず現状を維持することとした。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 南西側緩衝地帯の広さは約2.6ha、南側緩衝地帯の広さは約0.9haとし、可能な限り自生する樹林を残し、自然を生かした公園として利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 南西側緩衝地帯及び南側緩衝地帯は、計画された広さを確保するとともに、環境保全用地と同様に立ち入りを規制し、現状維持することとした。 	

表 1 (2) 平成 22 年報告書の保護方策及び主な保護方策の実施内容

項目	平成22年報告書内での保護方策	保護方策実施内容
事業計画上の配慮 その他の区域	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内の道路については、自然環境に配慮した構造とする。特に、環境保全用地に接する道路については、ロードキルを防止するため野生動物の安全な移動に配慮した構造とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内の道路については、植栽を施す等、自然環境に配慮した構造とした。 環境保全用地に接する道路については、哺乳類の移動経路調査により利用頻度が高かった国営昭和記念公園側への移動を容易にするとともに、柵等で道路側への進入を防ぐよう対策した他、柵のメッシュを細かくする、柵際の樹木を残すことで、鳥類の移動経路をより上部に誘導する等、ロードキルの防止に配慮した構造とした。
	<ul style="list-style-type: none"> 大径木については、整備に支障の無い範囲で可能な限り残すよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大径木については、公園や施設の庭等、整備に支障の無い範囲で可能な限り残すよう配慮した。
	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り緑被率を高めるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道や施設敷地内に植栽を増やす等、可能な限り緑被率を高めるよう配慮した。
事業実行上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖ステージ及び繁殖地からの距離を考慮した工事範囲、工程を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖期（1月～7月上旬）については、原則工事を休止する工程とした。 繁殖期に工事を休止できない場合は、施工時間帯に希少猛禽類の常時監視を実施した。 異常行動が確認された場合は、異常行動監視マニュアルに基づき工事を休止する等の対策を実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事用道路、資材置き場は可能な限り環境保全用地から離すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事用道路、資材置き場は可能な限り環境保全用地から離した。 工事車両及び工事関係者の通行を制限した。 工事車両は一定方向を一定スピードで通行することとし、不規則な動きを防止した。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事関係者は環境保全用地へ立ち入りさせないこと。このため工事に際しては、可能な限り工事箇所仮囲いを設けること。 やむを得ず立ち入る場合は、希少猛禽類の繁殖に影響の無い範囲で、管理者の了解を得て立ち入ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖期、非繁殖期を問わず、工事関係者の環境保全用地への立ち入りを禁止した。 立ち入り禁止エリア及び工事施工エリアには仮囲いを設置した。 繁殖期に工事を行う場合には、環境保全用地側から俯瞰されやすい箇所について、希少猛禽類が特に敏感な時期は

		<p>不規則な動きとなる屋外作業を取りやめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖期に工事を行う場合には、環境保全用地から俯瞰されにくい範囲においても、工事関係者の屋外専用通路を設け、不規則な動きを防止した。 ・外部足場や現場事務所について、目隠しシート等による俯瞰防止対策を実施した。 ・工事関係者に環境教育を実施し、環境保全用地への環境配慮の重要性についての認識を高めた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動の少ない工法により工事を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事は騒音、振動の少ない重機・機材・工法により実施した。 ・無用なアイドリング、空ぶかし、クラクションの使用等を避けて騒音の抑制に努めた。

表 1 (3) 平成 22 年報告書の保護方策及び主な保護方策の実施内容

項目	平成22年報告書内での保護方策	保護方策実施内容
事業完了後の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内において建設される建物の外壁の色は、目立つ色を避けるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物については、外壁に目立つ色の使用を避ける、バードストライクを避ける工夫をする等、配慮した。 ・今後、民間開発により建設される建物についても、同様の配慮を要請する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物には、バードストライクを避ける工夫（例えば、鏡効果の高い素材を使用しない、窓部分にルーバーを設置する等）をするよう配慮する。 	

3. 事業完了後の環境保全用地の管理

事業完了後の環境保全用地の管理計画については、平成 28 年度の委員会で議論され、平成 29 年 3 月 31 日に「立川基地跡地昭島地区環境保全用地に係る管理計画について」として発行された。(以降、「平成 29 年管理計画」という。)

平成 29 年管理計画は、平成 28 年度末の使用収益開始をもって、財務省所管の土地となる環境保全用地について、財務省が継続的な管理を行うこととなるが、引き続き希少猛禽類の繁殖環境が維持できるよう、財務省所管の間の環境保全用地における具体的な管理計画を策定したものである。

平成 29 年管理計画の管理内容は、極力自然を生かした継続的に実施可能なものとし、実施時期については希少猛禽類の生活サイクルを考慮し、繁殖に影響を与えないように配慮することとしている。

平成 29 年管理計画の管理概要を表 2 に示す。

表 2 平成 29 年管理計画の管理概要

管理項目	管理内容
樹林地の管理	環境保全用地では現環境に変化をもたらさないこととし、原則伐採を行わない。特に営巣木の周辺50m以内は伐採等を行わないこととするが、営巣の障害となる木やツル植物、背丈の高いササ類や低木およびタケ類が密生する場合は、下草の伐採を行う。なお、既存の樹木の枝ぶりを整え、希少猛禽類が架巢できるような樹木管理を行う。
有害生物対策	人工代替巣へアライグマおよびハクビシンの侵入が確認されており、巣内に糞の堆積も見られている。有害生物対策として、巣内に侵入させない対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・巣内に侵入させないため、人工代替巣の懸架木に接触する樹木を伐採し、侵入経路を遮断する。また、タケ類が生い茂る場所については、タケ類を足掛かりに懸架木や周辺樹木に登る可能性があるため、一部を伐採する。 ・営巣木に登られない様に幹周りに有刺鉄板を設置する。
作業（伐採）関係者等への周知	管理および施設のメンテナンス等による立ち入りや作業については希少猛禽類の生活サイクルに配慮した時期に行う。 作業関係者へは、希少猛禽類の生活サイクル（敏感度が大きい理由）の周知を行う。具体的には、作業禁止期間は1月から7月とし、作業等は8月から12月に実施する。
国営昭和記念昭島口への通路	環境保全用地は原則立ち入り禁止とするが、昭和60年から昭和記念公園昭島口への通路として使用していた幅8m、長さ50mの土地については、財務省所管の間は引き続き国土交通省に対し、同用途で使用させる。

第4 希少猛禽類の繁殖状況及び保護方策の評価

1. 希少猛禽類の繁殖状況

これまでの希少猛禽類調査の結果、工事施工前の平成20年から、工事最終年の平成29年まで10営巣期にわたり連続して繁殖行動が確認され、このうち施工中を含め7回が繁殖に成功している。

事業の影響を最も受ける施工時においても繁殖が成功した要因としては、事業の実施により希少猛禽類の繁殖環境（営巣地、餌量等）に与えた影響は小さくはなかったものの、種々の保護方策により営巣環境が比較的安定した状態を保っていたと考えられることに加え、本地ならびに国営昭和記念公園を含めた周辺地域の採餌環境及び営巣環境としての潜在力が高く、工事に伴う改変中や改変後も育雛する環境容量が残存したことによるものと推察される。

これらのことから、本事業実施に係る希少猛禽類の繁殖環境への影響は、保護方策により可能な限り最小限に抑えられたものと評価する。

供用後については、本事業による土地の改変は完了していることから、現状以上に緑地の減少はないこと、策定した平成29年管理計画を基に、環境保全用地が希少猛禽類の繁殖地としての機能を維持できるよう財務省が継続的に管理することから、引き続き現在の繁殖環境が維持されるものと評価するが、繁殖環境の維持にあたっては、本地のみならず周辺地域の影響も大きいことから、関係機関との連携も考えていく必要がある。

以上